知財編

中小企業の海外販路開拓
出展戦略の栞（しおり）
～はじめの一歩から～

海外にモノを売る、海外で事業展開をする・・・、海外展開することを決めたら、イの一番に、ターゲット国(地域)での知財の申請・登録を！

知財は、国際市場で自社の商品を守り、売り込んで行くための、欠くことのできない「商品のパスポート」です。パスポートがないと、商品が本物でも、その国での保護が受けられないばかりか、違法扱いされるリスクがあります！

独立行政法人 中小企業基盤整備機構
販路支援部

商標権

こんな例！

* 海外の業者から、『貴社製品を当国で売らせて欲しい』とのアプローチがあり、サンプルを持参して商談に臨んだ。
* 先方は、“当国で販売できるのは、当社だけ！”と豪語！

なぜなら！

商標権

商標の冒認出願（抜け駆け登録）

* 発展途上国には、外国の会社の商標や地名を、抜け駆け登録して、それを売りつけることをビジネスとする“商標ブローカー”がいる。

* 「青森」、「クレヨンしんちゃん」、「無印良品」、「MUJI」・・・、解決には長い時間と費用がかかった。

* 「越光」、「一目惚」、「秋田小町」、「森伊蔵」、「伊佐美」「村尾」、「讃岐」・・・、冒認出願は後を絶たない。

商標権

ブランドマーケティング

* 日本では、優れた技術や優れた品質をPRして売り込む傾向が強い。確かに、優れた技術や優れた品質であることは必要なこと。
* しかし、海外へ売るには、ブランドを浸透させていくためのマーケティング手法が欠かせない。
* 商標権によって、他人が類似商品に対して同一及び類似商標を使うことを排除し、商標権者が排他的に独占使用する権利が保障される。
* 冒認被害防止、類似商標の排除等の守りの面で有用なだけでなく、ブランンドマーケティングの展開という
  積極的側面からも、
  商標権は有用な
  道具となる！
* 商標は「無言のセールスマン」！

商標権

ブランドマーケティングの具体的な方法

商品にもよるので、一例ですが・・・

* 外国語版ホームページを作って、自社と自社商品をPR！
* 海外から来日するビジネスマンや観光客が、目にしやすい媒体での広告掲載
* 日本のホテル、旅館、観光地への商品販売
* ブログやツイッター、フェイスブック等の電子口コミの活用
* 海外での販売促進サポート（売りっぱなしでは、マーケティングの最後の詰めがない！）

人を感動させる物語性、常に人の関心を引く新手法での販売等によって、ブランドは口コミに乗って浸透する。

商標権

海外展開の第一歩

ブランドは、海外マーケティングの欠かせない道具

だから

* 展覧会に出展する前に
* 海外バイヤーと商談する前に
* 国際展開のアクションを起こす前に

先ず、商標登録申請！

商品商標だけでなく、
社名も商標登録してね！

意匠権

意匠権と部分意匠制度

- 意匠権とは、物品の「デザイン権」のことで、登録には、新規性と創作非容易性（＊注）等が必要。
- 展覧会等に出展すると公開されたことになり、新規性が失われる（但し、6か月間は救済策あり）。
- 物品全体のデザインだけでなく、物品の一部のデザインを登録する「部分意匠制度」がある。

部分意匠制度は、工業用品の意匠権登録に活用されているが、、海外の国によっては、部分意匠制度のない国もある。

*注； 誰でもが簡単に創作できるものでなく、独創性のあるデザインであること。

意匠権

関連意匠制度と秘密意匠制度

- 本意匠から派生した本意匠と類似部分のあるデザイン（関連意匠）についても、本意匠の申請者が本意匠の意匠公報が発行される前日までに、関連意匠の出願をすれば、関連意匠にも意匠権が与えられる制度。（海外では、関連意匠制度のない国もある。）

- 意匠登録されると、意匠公報で意匠内容が公表される。販売開始までに、模倣デザインの物が出回ってしまう危険性がある。これを防ぐため、意匠登録日から最長3年以内の範囲で、意匠広報に意匠の内容を掲載しない措置がとれる「秘密意匠制度」がある。

特許権

特許権とは？

* 自然法則を利用した高度な技術的思想の創作（発明）であるか、産業上利用可能か否か、公知の技術思想でないか、先に出願者はいないか、等の要素を加味し、審査を経て特許権が付与される。
* ビジネスモデル、新しい金融保険商品等は、自然法則を利用したものでないため、対象とはならない。
* ニュートンの「万有引力の法則の発見」も、発明でなく発見なので、特許の対象とはならない。

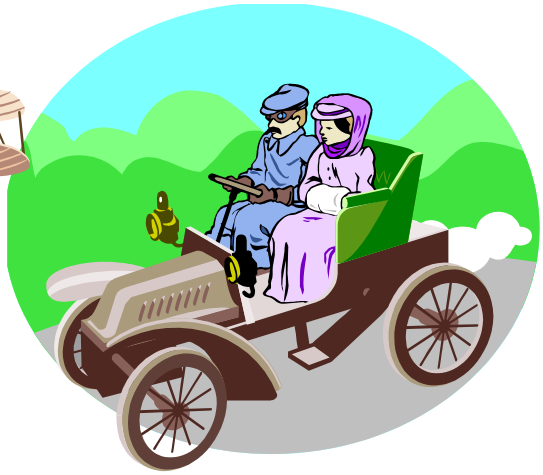

特許権

特許権の問題点

* 特許権が保護する発明は、商標権や意匠権のように、一目見ても、同じ技術なのか、異なる技術なのかが判りにくい。
* このため、特許権が侵害されても、発見しにくいという問題があるうえ、紛争になれば、専門家同士の議論にならざるを得ない。
* このような特性を利用して、一部の発展途上国は、日本の中小企業を含む企業が持つ特許情報の取得に全力を挙げていることも現実の問題としてある。
* 特許権が確立されると、特許公報で公知されるので、特許情報が海外で利用されるリスクが生じる。
* これを防ぐには、海外でも特許を出願して権利を取得することだが、特許権侵害を発見するのは容易でないし、日本の中小企業者が何処まで権利侵害業者を、その国で追及できるかは、現実問題として限度があることを、認識しておく必要がある。

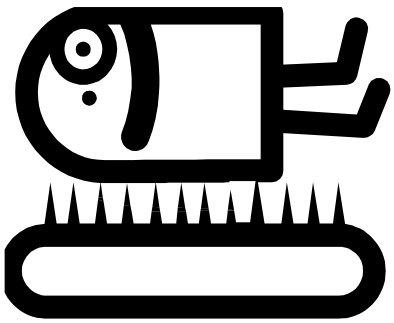

特許権

日本の先進技術の取り込みに躍起！

- 特に発展途上国の中には、組織的に日本の先進技術を取得すべく、様々な措置を講じている国もある。
- 特許庁の特許公開情報のオンラインチェックによる技術取り込みや、企業や研究所への産業スパイの送り込み、外国人技術者（退職者）の採用、“産学官連携”を大義名分として日本の大学・研究機構等へのアプローチから、果ては、サイバー攻撃による、PCやサーバー内の機密ファイルの窃盗に至るまで・・・。

＊契約前段階での技術資料、サンプル、デモ機の提供にはリスクがあるのに、技術を持つ中小企業者で、警戒心を欠き、脇が甘すぎるケースがある。要注意！

特許権

外国での特許取得をどう考えるか？

* 日本での機密技術の漏洩防止は、もちろん必要だが、それでは、外国への特許出願はどう考えれば良いか？
* 特許は、商標権や意匠権と違って、どんな特許でも、海外で権利を確立すれば良いというものではない。
* 技術全体の中の一部がブラックボックス化できているのであれば、外国で特許出願しても良いが、ブラックボックスの箇所がないのであれば、外国での出願にはリスクが伴う。
* 海外での特許権は、何が何でも取れば良いという訳でないことに留意！

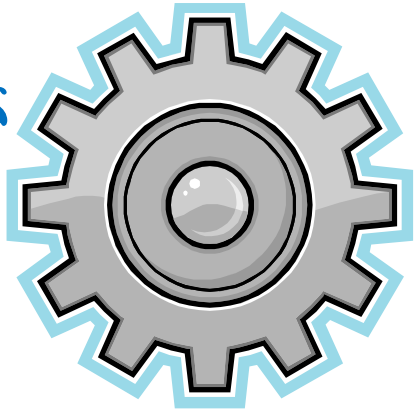

実用新案権

実用新案権とは？

* 自然法則を利用した技術的思想の創作であって（高度のものでなくても可）、物品の形状、構造又は組合せに係るものが対象。
* 実用新案は、必要な出願書類が揃っていれば、無審査で登録設定される。
* 出願者は、出願する実用新案の新規性や進歩性を調査確認したうえで出願する必要がある。

実用新案権

権利行使には技術評価書

- 権利者が権利行使するには、特許庁に、当該登録実用新案にかかわる技術評価を請求し、「実用新案技術評価書」の交付を受け、実用新案の有効性を確認したうえで、相手方に提示し、警告した後でなければ、権利行使できない。
- 相手方に警告したり、権利行使した後に、自らの実用新案権が無効となった場合、権利者は相手方に損害賠償の責任が生じる。

産業財産権

産業財産権

* 特許庁が管轄する商標権、意匠権、特許権、実用新案権の4つの知的財産権を総称して、「産業財産権」という。
* 「産業財産権」は、特許庁に出願し登録することによって、一定期間、独占的に実施(使用)できる権利となる。
* 但し、日本で産業財産権を取得しても、その効力は日本以外の外国には及ばない。
* 海外でも産業財産権を確立するためには、原則として対象国(地域)での国内法に基づいて、権利を取得する必要がある。

海外出願

商標を国際出願する方法

1. 各国に直接出願（パリ条約ルート）

日本国特許庁への商標出願日から6ヶ月以内は、外国出願をする場合、パリ条約等に基づく優先権を主張して出願可能。優先権主張で、外国出願が日本での出願日に行われたものと見なされるため、日本での出願から外国出願までの間に、他人が冒認出願しても無効となる。パリ条約加盟国（2012年9月現在174か国）だけでなく、WTO加盟国（2012年8月現在157か国）にも優先権主張は可能。尚、各国は、通常、当該国の代理人を通じての出願としている。

2. 特許庁経由の国際出願（マドリッド・プロトコルルートー通称“マド・プロ”ー）

日本の特許庁に出願又は登録されている商標を基礎として、保護を求める締約国を明示し、WIPO（世界知的所有権機関）の国際事務局（ウイーン）に対して、特許庁を通じて国際出願を行う方法。各国毎に手続する必要は原則としてない。代理人費用の節約、外国商標の一元的管理が可能となる。出願先の国は、マドリッド・プロトコル加盟国（2012年10月現在87か国、但し、そのうち北朝鮮は国交がないため不可）に限定。

3.欧州共同体商標意匠庁（OHIM）出願

直接出願又は特許庁経由の国際出願で、欧州共同体商標意匠庁（OHIM）に対して出願することにより、EUの全ての構成国での権利を取得することができる。保護を希望する相手先国を指定する必要はなく、一つの出願で共同体構成国の全部に自動的に出願されたことになる。加盟国は2012年10月現在27か国。

海外出願

意匠を国際出願する方法

1. 各国に直接出願（パリ条約ルート）

日本は意匠出願等に関するヘーグ条約に未加盟のため、外国出願は、原則としてパリ条約に基づいて、対象国ごとに出願する。意匠出願でも、商標の場合と同様、日本で意匠出願を行ってから6ヶ月以内に外国出願すれば、優先権が認められる。尚、各国は、通常、当該国の代理人を通じての出願としている。

2. 欧州共同体商標意匠庁（OHIM）出願

欧州共同体商標意匠庁（OHIM）に対して出願することにより、EUの全ての構成国での権利を取得することができる。パリ条約の優先権主張も可能である。保護を希望する相手先国を指定する必要はなく、一つの出願で共同体構成国の全部に自動的に出願されたことになる。加盟国は2012年10月現在27か国。

欧州共同体商標意匠庁（OHIM）出願の問題点
～商標＆意匠～

* 欧州共同体商標意匠庁（OHIM）への商標や意匠の出願は、共同体27国のうち一つでも 拒絶理由のある国があると、 全体が拒絶されてしまうディメリットがある。
* 必ず登録したい国には、直接出願で登録し、その後で、

欧州共同体商標意匠庁（OHIM）に出願する、二段階での出願が安全である。

海外出願

特許・実用新案を国際出願する方法（1）

1. 各国に直接出願（パリ条約ルート）

パリ条約に基づいて出願対象国ごとに出願する方法。優先権を主張できるのは、特許の場合1年間。つまり、1年以内に外国出願すれば、出願日は日本での出願日にその国に出願した扱いとなる。先願主義により、その間に他人が特許申請しても特許権は認められない。

海外出願

特許・実用新案を国際出願する方法(2)

2. 特許庁経由の国際PCT出願(PCTルート)

(1)優先日

特許庁に、特許協力条約(Patent Cooperation Treaty)に基いて、日本語又は英語で書かれた出願書類を出すことによって、PCT条約加盟国では、日本での出願日が優先日となり、「国内出願日」として扱われる。

(2)国内移行手続き

PCT出願で外国での特許を取得するには、取得しようとする対象国で、実体審査を受ける必要があり、通常では優先日から30か月以内に(一部の国は20か月以内)、国内段階へ手続きを継続させる手続き(国内移行手続きと言う))を行う必要がある。国内段階移行手続きには、①翻訳文の提出や②国内手数料の支払い等がある。

海外出願

特許・実用新案を国際出願する方法（3）

（3）国際調査と国際予備審査

PCT出願では、国内段階に手続きが移行すると、①翻訳文の提出や②国内手数料の支払い等を行うことになるが、対象国が多ければ、翻訳料だけでも無視できない費用になる。多額な費用を負担した後で、特許の取得ができないような事態は避けたい。そのために、PCT出願をすると、国際調査機関が「国際調査」（先行技術調査）と「国際予備調査」（特許性の判断）を実施することになっている。

国際調査機関は、日本語でPCT出願すれば、日本の特許庁、英語でPCT出願すれば、出願者は日本の特許庁か欧州特許庁の何れかを選択することができる。

海外出願

特許・実用新案を国際出願する方法(4)

国際手続き

国内手続き

* 調査結果は、何れも、対象国における実体審査の判断を拘束する力はないものの、先行技術の有無と特許性の有無についての選択国調査機関の調査官の調査結果と審査官の見解があれば、出願者は国内手続きに移行すべきか否かの予見がある程度は可能となり、不要な支出を防ぐ効果は期待できる。

弁理士

弁理士ナビ

* 出願、登録にかかわる費用は、出願する知財権の種類、出願の方式、出願対象国、起用する弁理士事務所等によって、それぞれ異なります。
* お近くの弁理士事務所や弁理士を探すには、「弁理士ナビ」（http://www.benrishi-navi.com/）が便利です。

著作権

著作権

* ベルヌ条約とWIPO著作権条約に基づいて、各国が国内法化。著作権は、小説、音楽、美術、映画、コンピュータプログラム等の著作物を創作した時点で自動的に、著作者の権利として著作者の人格権と共に発生するもので、著作権取得のための手続は必要としない。

* 著作権は、譲渡したり、使用許諾（ライセンス）したりすることができるが、著作者人格権は譲渡できない。第三者の著作物利用で、著作者の人格を侵害した場合、著作者は、その著作物の利用を禁止することができる。

* 著作権には、複製権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権、翻訳権、翻案権等がある。
* 著作権は、日本では文部科学省管轄で、産業財産権には属さないが、機械機器や商品に付属する取扱説明書やマニュアル等は、著作物である。

著作権

中国・クレヨンしんちゃん事件
～商標権と著作権～

* 複数の中国企業が『クレヨンしんちゃん』の図形と「 蝋(ラ)筆(ビ)小新(シャウシン)の商標権を中国で冒認登録し、それらの図形や文字を付した雑貨や食品等を販売。双葉社は、著作権侵害を理由に、中国企業を相手どって2004年に上海市第一中級人民法院に提訴。
* 2004年に下された仮処分では、中国企業の著作権侵害を認めたものの、著作権と商標権の抵触についての司法解釈が錯綜、一旦は不受理処分となった。
* 双葉社は、最高人民法院に再審請求し、2008年に「受理すべき」との差戻し判決が下り、2012年3月にようやく双葉社の主張を認める判決が上海で出された。その後、中国企業の商標権は無効とされ、双葉社の商標権が登録された。
* 商標権と著作権の何れが強いかは、議論になるところだが、中国での「クレヨンしんちゃん」事件では、著作権を優先するとして決着した。

育成者権

植物育成者権

* UPOV（ユポフ）条約に基づいて、各国が国内法化。条約締約国は、64カ国で、アジアでは日本、中国、韓国、シンガポール、ベトナムのみ。

* 日本は、「 育苗法」（農水省管轄）によって、新品種の登録制度を設け、登録された新品種に関しては、一定の期間は、開発者の同意なくして外国に持ち出したり、ましてや外国で増殖して収穫物を輸入する等の行為は違法とし、新品種の開発者を保護している。

* 現に、インゲン豆、あずき、いぐさ、カーネーション等の登録新品種が中国に、いちごの登録新品種が韓国に、サクランボもオーストラリアに、それぞれ無断持ち出しされ、その収穫物が日本に輸入される等したことで、関連業者は警告や輸入時での没収、刑事告発等を受けている。

* 農産物を輸出入する場合、植物育成者権という知的財産権の存在に留意する必要がある。

出展；農水省のHPから要約

知的財産権全容

日本における知的財産権の種類

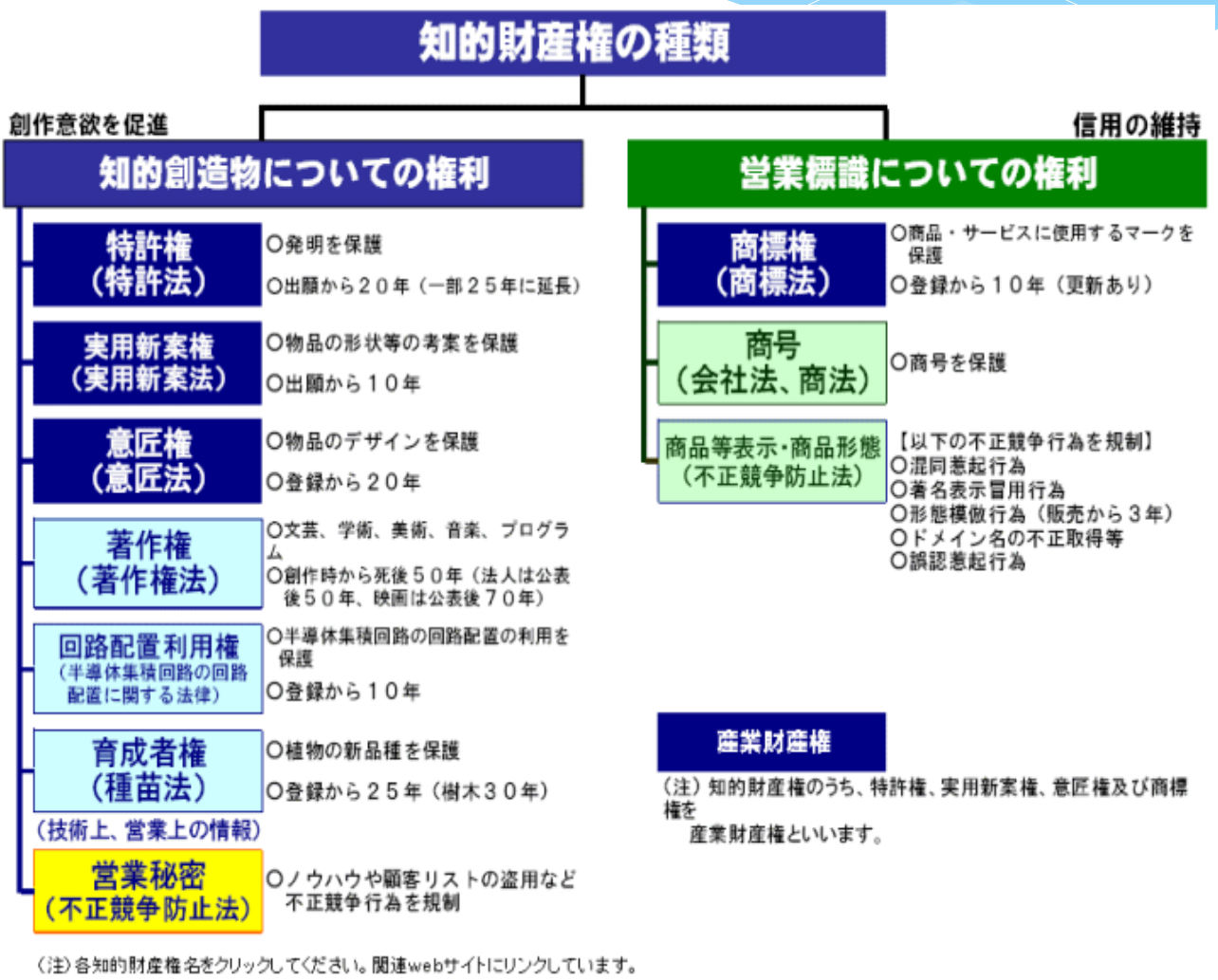

（注）各知的財産権名をクリックしてください。関連webサイトにリンクしています。

出展；特許庁のHPより

知的財産権についての国際的枠組み

知財の保護と、出願・登録手続きに関するものがある。

1. 保護に関する枠組み

(1)パリ条約(工業所有権の保護に関するパリ条約)； 1883年にできた知財に関する最もベーシックな条約。

(2)TRIP's協定(世界貿易機関を設立するマラケシュ協定付属書1C知的所有権の貿易的側面に関する協定)； 他の条約の規定の保護レベルを更に強化する内容を含む。

(3)ベルヌ条約(文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約)； 著作権に関する条約。

(4)WIPO著作権条約(著作権に関する世界知的所有権機関条約)；著作権に関するベルヌ条約を補足する条約。

(5)UPOV条約(植物の新品種に関する国際条約)； 植物の新品種保護に関する条約。

知的財産権についての国際的枠組み

2. 手続きに関する枠組み

(1)PCT(特許協力条約)； パリ条約に基づいて、特許のPCT国際出願手続きについての取り決め。

(2)マドリッド協定議定書(マド・プロ)； 商標の国際出願についての取り決め。

(3)広域特許・商標等の取り決め； ①欧州特許条約、②ユーラシア特許条約、③OAPI特許(PA)、④ARIPO特許(AP)、⑤欧州共同体商標規則、⑥欧州共同体意匠規則がある。

各国は、大枠では、国際的枠組みに沿いながら、国内法で自国の知的財産制度を決めている。そのため、国ごとの知財制度は、完全一致はしていないが、同一の国際的枠組みに所属している限り、大きく異なることもない。

問い合わせ

知的財産権に関する問い合わせ窓口

1.独立行政法人 中小企業基盤整備機構　販路支援部

住　所：〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1
虎の門37森ビル5F

電　話：03-5470-1522
ファックス：03-5470-1527

＊国際展開に関する相談に無料でアドバイス。但し、主として対面でのアドバイスとなります。

2. 独立行政法人 工業所有権情報・研修館 相談部

住　所：〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-3

電　話：03-3581-1101
(内線2121～2123)
ファックス：03-3502-89

＊産業財産権に関する一般的な相談に無料で対応しています。

2. 独立行政法人 日本貿易振興機構 知的財産課

電　話：　03-3582-5198
メール：　chizai@jetro.go.jp
来　訪：　あらかじめ電話でご予約ください。

＊各地にある貿易情報センター(ジェトロ)でも受け付けています。

必須要件

販路開拓の必須要件！

～知識と能力＆戦略と戦術～

1. 知識

(1) 知財対策を講じ、ブランドマーケティング展開に積極活用（商標権・意匠権・特許権・実用新案権・著作権・種苗権等）

(2) 貿易のプラットフォームでビジネス

①商談の商習慣（ウイーン売買条約）

②貿易の規則（インコタームズ）

③貿易の標準的な決済方式

(3) 貿易インフラを使ってリスク回避の方法

①国際間物品移動時のリスク回避策（保険等）

②貿易決済リスクの回避策（代金保険等）

③製造物責任リスクの回避策（保険等）

2. 能力

(1) 外国語（英語）能力

(2) 交渉能力

(3) コスト計算・オファーシート作成能力

(4) 契約書作成能力

(5) ドキュメンテーション能力

3. 戦略と戦術

(1) 商流の選択と相手先信用度の判断

(2) ターゲット国（地域）に合った商品開発・用途開発

(3) 品質の確保と販促活動の展開

海外との貿易には、これだけの知識・能力、戦略と戦術が欠かせない。知財は、「商品パスポート」！　パスポートがないと、商品が本物でも、その国で保護を受けられないばかりか、違法扱いされるリスクさえある！

中小機構

中小機構の主な国際展開支援メニュー

◆国際化支援アドバイス
◆F/S（フィージビリティ・スタディ）支援
◆国際展示会出展サポート
◆海外展開セミナー
◆海外展開管理者・実務者研修等

中小機構は、上記のようなメニューで、中小企業の国際展開を強力にサポートしています。お気軽に、販路支援部（電話：03-5470-1522、ファックス：03-5470-1527）にご相談ください。